

北海道告示第10499号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年10月16日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年6月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イーストモール

帯広市東4条南16丁目6番1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いちまる 代表取締役 加藤 裕功

帯広市西5条南34丁目12番地

株式会社オフィス近藤 代表取締役 近藤 光司

帯広市東4条南17丁目20番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社いちまる 代表取締役 加藤 裕功

帯広市西5条南34丁目12番地

本名木材株式会社 代表取締役 近藤 司

帯広市東4条南17丁目20番地

(変更後)

株式会社いちまる 代表取締役 加藤 裕功

帯広市西5条南34丁目12番地

株式会社オフィス近藤 代表取締役 近藤 光司

帯広市東4条南17丁目20番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)いちまる	代表取締役 加藤 裕功	帯広市西5条南34丁目12番地
六花亭製菓(株)	代表取締役 小田 豊	帯広市西24条北1丁目3番地19
(株)グリーンショップいのたに	代表取締役 猪谷 勝広	帯広市西5条南30丁目7番地
(株)マルタカ	代表取締役 武藤 孝治	中川郡幕別町札内中央町332番地5
(株)バンジー靴店	代表取締役 伊藤 善満	上川郡鷹栖町北野丹西2条1丁目6番地12
白木 真紀子		帯広市西21条南5丁目21番地1
イズヤパン(株)	代表取締役 橋本 千里	帯広市西23条北1丁目2番3号
(有)ハルミ	代表取締役 後藤 美智子	河東郡音更町木野大通東6丁目6番地19
(株)キタムラ	代表取締役 北村 正志	高知県高知市本町4丁目1番16号
植村 明美		帯広市西1条南29丁目
(株)ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番24号
(株)ザ・本屋さん	代表取締役 高橋 千尋	帯広市東4条南6丁目6番地
富士 祐典		帯広市西10条南39丁目1-23
(株)ベスト電器	代表取締役 有蘭 憲一	福岡県福岡市博多区千代6丁目2番33号
(株)ゲオ	代表取締役 沢田 喜代則	愛知県春日井市宮町1丁目1番地の1

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更したもの
マックスバリュ北海道(株)	代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北8条西21丁目1番 10号	(ア)
(株)ルーキーファーム	代表取締役 加藤 裕功	帯広市西5条南34丁目12番地	
(株)丸金浅野商事	代表取締役 浅野 正俊	札幌市北4条西12丁目1番地	
(株)大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東1丁目 4番14号	
(株)キタムラ	代表取締役 北村 正志	高知県高知市本町4丁目1番16号	
(有)ハルミ	代表取締役 後藤 康一	河東郡音更町木野大通東6丁目6 番地19	(イ)
(株)ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北24条東20丁目1番24 号	(ウ)
ハミューレ(株)	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北34条東14丁目1番23 号	(エ)
(株)オカモト	代表取締役 岡本 謙一	帯広市東4条南10丁目2	(オ)

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成15年11月22日  
上記(3)イ(ア) 平成27年10月1日  
上記(3)イ(イ) 平成29年5月29日  
上記(3)イ(ウ) 平成26年8月7日  
上記(3)イ(エ) 平成22年10月8日  
上記(3)イ(オ) 平成28年4月29日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 社名及び代表者変更のため  
上記(3)イ(ア) 小売業者の変更のため  
上記(3)イ(イ) 代表者変更のため  
上記(3)イ(ウ) 代表者変更のため  
上記(3)イ(エ) 小売業者の変更のため  
上記(3)イ(オ) 小売業者の変更のため

2 届出年月日

平成29年5月29日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年6月16日(金)から同年10月16日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に  
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで